

県北広域振興局長告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成26年5月30日

県北広域振興局長 高 橋 信

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間 九戸郡軽米町大字高家第11地割字西里37番1地先から大字軽米第16地割字尾田123番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月30日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
  - (2) 期間 平成26年5月30日から同年6月30日まで